





## 議事 (3) 相続人のいない空き家への対応について

昨年12月に書面開催にてご審議いただいた、物件についての進捗状況をご報告させていただきます。なお、相続人のいない空き家への対応については、ガイドラインの作成などで方針を記すことを検討しています。

### 経過

- 2019.9.4 更科区長より、当該家屋が空家になったことについて報告あり。
- 2020.2.4 更科区長より、当該空家の敷地内にある木が電線にからむ危険があり、中部電力またはNTTへ対処を依頼したと報告あり。
- 2020.3.10 近隣住民（当該空家の分家の関係ある方）から相談あり。相続人に該当する人がおらず、対処に困っているとのこと。なお、所有者から生前に現金を預かり、葬儀などは執り行ったという。貯金は、所有者のいところが預かっているとのこと。
- 2020.4. 所有者調査の結果、相続人なしであることが判明（両親死亡、兄弟死亡、甥・姪いない）。
- 2020.8.3 中野市空家等対策協議会にて「相続がない特定空家候補の状況について」今後の方針に対し、意見聴取。「市内の空き家数を明確にし、計画的に特定空家の認定を行う」「相続人がいない空き家については、市が積極的に解消に取り組んでほしい」などの意見があった。
- 2020.11.9 西澤司法書士より、相談あり。当該空家敷地の購入希望者がいるが、登記人に債権など存在がなく、相続財産管理人選任申立を行うための利害関係者になれないので、「特定空家」の観点から申し立てができないか。
- 2021.4.24 当該空家の関係者である、現金管理、通帳管理をしている登記人の遠い親戚及び西澤司法書士と話し合い。当該空家の内覧など、状態の確認を行った。また、「特定空家」として認定し、相続財産管理人選任申立を市が行うことで、合意を得た。
- 2021.5～ 裁判所に本案件の提出について、相談。資料あつめなど

2021. 11 中野市空家等対策協議会（書面開催）で当該空家について報告及び「特定空家」  
認定への承認の決議を行う

2021. 12. 16 特定空家に認定

2022. 1. 11 長野家庭裁判所へ選任の申し立て書類提出

2022. 1. 24 裁判所より、事務を進める旨の連絡あり